

議案第34号

令和7年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度那智勝浦町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	532,716千円	18,000千円	550,716千円
第2項 営業外費用	52,282千円	18,000千円	70,282千円

第3条 予算第4条本文括弧を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額184,762千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,820千円、過年度分損益勘定留保資金142,942千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	350,650千円	103,300千円	453,950千円
第1項 企業債	347,500千円	103,300千円	450,800千円

支 出 科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	535,324千円	103,388千円	638,712千円
第1項 建設改良費	356,786千円	103,388千円	460,174千円

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

[単位：千円]

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
送水施設整備事業 配水施設整備事業	347,500	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。 ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えすることができる。	450,800	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。 ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えすることができる。

令和8年3月6日提出

那智勝浦町長 堀 順一郎

予算に関する説明書

令和7年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的収入及び支出

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			532,716	18,000	550,716
	2 営業外費用		52,282	18,000	70,282
		2 消費税及び 地方消費税	8,000	18,000	26,000

資本的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			350,650	103,300	453,950
	1 企業債		347,500	103,300	450,800
		1 企業債	347,500	103,300	450,800

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			535,324	103,388	638,712
	1 建設改良費		356,786	103,388	460,174
		2 送水施設整備費	306,042	103,388	409,430

令和7年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）実施計画明細書

収益の収入及び支出

支出

(款) 1 水道事業費用 (項) 2 営業外費用 (単位 千円)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
				区分	金額	
2 消費税及び地方消費税	8,000	18,000	26,000	1 消費税及び地方消費税	18,000	消費税納付金
計	52,282	18,000	70,282			

資本的収入及び支出

収入

(款) 1 資本的収入 (項) 1 企業債 (単位 千円)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
				区分	金額	
1 企業債	347,500	103,300	450,800	1 企業債	103,300	送水施設整備事業
計	347,500	103,300	450,800			

支出

(款) 1 資本的支出 (項) 1 建設改良費 (単位 千円)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
				区分	金額	
2 送水施設整備費	306,042	103,388	409,430	2 工事請負費	103,388	太田川送水管更新工事
計	356,786	103,388	460,174			